

IX 駐車禁止除外指定車標章交付基準等級表

障がい者が現に使用する車両について、申請により駐車禁止除外指定車標章の交付を受けることができます。

障がいの区分		障がいの級別	
視覚障がい		1級から3級までの各級及び4級の1	身
聴覚障がい		2級及び3級	
平衡機能障がい		3級	
上肢不自由		1級、2級の1及び2級の2	
下肢不自由		1級から4級までの各級	
体幹不自由		1級から3級までの各級	
脳原性運動機能障がい	上肢機能	1級及び2級（一上肢のみに運動機能障がいがある場合を除く）	
	移動機能	1級から4級までの各級	
心臓機能障がい		1級から3級までの各級	
じん臓機能障がい			
肝臓機能障がい			
呼吸器機能障がい			
ぼうこう又は直腸の機能障がい			
小腸機能障がい			
ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障がい			
知的障がい者		重度 (A)	知
精神障がい者		1級	精
色素性乾皮症患者		等級指定なし	難
戦傷病者		等級指定なし	

申請に必要なもの一障がい者手帳等(写し)。代理人(親権者等)が申請する場合は、申請者との続柄が確認できるもの(詳しくは、門真警察署へお問い合わせください。)

**※申請時には必ずご本人も門真警察署へ**

手続: 門真警察署交通課交通総務係 (Tel.06-6906-1234)

大阪府警察本部駐車管理課 (Tel.06-6943-1234)